

公立保育所における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について

令和8年4月より、公立保育所において「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を実施します。

公立保育所で事業を実施するにあたっては、乳児等通園支援事業の「認可」は不要ですが、子ども・子育て支援法に基づく「確認」が必要となります。

つきましては、その利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、子ども・子育て会議の意見を伺います。

子ども・子育て支援法(令和8年4月1日改正)抜粋

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第55条第2項第1号及び第2号並びに第56条第1項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○実施園及び利用定員

実施園	住所	定員	参考(年齢別)		
			0歳	1歳	2歳
那加中央保育所	那加東亜町 1	6	4	6	6
鵜沼西保育所	鵜沼各務原町 8 丁目 7-5	4	4	4	4